

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日を定める政令」及び「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令」の概要

平成20年6月に公布された「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」の施行のため、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日を定める政令」及び「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令」が、平成20年11月27日に閣議決定し、12月3日に公布された。

1. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日を定める政令

ペットフード安全法の施行期日を平成21年6月1日とする。

2. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令

- (1) ペットフードが規制の対象となる愛がん動物として犬及び猫を定める。
- (2) 輸出用のペットフードについて、法第6条（基準又は規格に合わないペットフードの製造、販売、又は輸入の禁止）の適用をしないこととする。